参考様式第5－1号

上　産　経　第　2　4　6　号
令　和　7　年　3　月　7　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上川町長　西木光英

市町村名 （市町村コード）	上川町 01457
地域名 （地域内農業集落名）	日東地区 （　日東第1、日東第2、日東第3　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月6日 （第　1　回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

まちづくりの基幹を成す本町の農業は、水田の大幅な転作、農畜産物価格の低迷などで、農家経済は厳しい環境のもとで営農が続けられている。農家戸数は年々減少し、就農者の高齢化が進んでおり、農業後継者、推進力となる人材確保が大きな課題である。そのため、基幹作目である稲作・畑作・酪農・肉用牛においては、需要の動向に即した計画的な生産、担い手の育成、生産技術の向上を図る必要がある。今後においては、産地間競争に対応した品質の向上や施設機械の共同利用、農作業受託組織や農業法人等の活性化により、生産コストの低減に努め、6次産業化による農産加工品づくりなど、経営の多角化を進めながら、体質の強い農業経営を図る。

上川町の主要作物
【米】
本町の農業の将来を担う稲作経営は、転作と米価の低迷等で厳しい生活環境の中で営農を続けているのが現状である。昭和62年度から全町もち米生産団地として推進を図り、良質米の低コストで安定的な生産を確保し、生産性の高い農業経営を促進している。今後、生産性の高い水田農業を確立するためには、農地の流動化を一層促進し、規模拡大と水田の有効活用を推進する必要があるので、地域の実態に対応した農作業の受委託、所有権の移転、賃貸借など、幅広い形態での中核農家への利用実績を促進する。

【大豆】
畑作の基幹作物であり、計画的作付誘導を進めている。今後の方向性としては、輪作体系の確立を図るとともに、耐病性の強い品種の普及、適正な栽植密度の確保など、基本的な管理技術の徹底及び施設機械の共同利用、地域資源を有効に活用し地力の増進を図り、減肥、労働力の省力化による生産コストの低減に努める。

【飼料作物】
乳牛と肉用牛の主な生産飼料としては、牧草、デントコーンが主体である。主要な草種として、イネ科のチモシーを主体にオーチャードクローバーとの混播作付が行われており、今後は草地改良事業等により、計画的な更新を図るとともに、デントコーンの作付け拡大を推進し、良質な粗飼料の安定生産確保に努める。

【野菜】
冷涼な気候風土に恵まれ、食味や色彩に優れた良品が生産できる地域であり、大根、メロン、グリーンアスパラ、スイートコーン、かぼちゃ等を中心とする果菜類及び葉茎類、根菜類等、多岐にわたる作物が生産されており、市場における評価も高い。今後においては、生産組織の育成を通じ、生産コストの低減、作型の統一など品質の向上を図り、安定生産に努め、収穫性の高い野菜の生産により、経営の安定を図る。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・認定農業者等の地域の担い手となりうる農業従事者の育成・確保する環境づくりを推進する。
・水稲においては、スマート農業や基盤整備などによる効率化、省力化をより一層推進する。
・シカやアライグマに代表される鳥獣被害が拡大されないよう、上川町有害鳥獣連絡協議会を中心として、残渣対策や餌やり防止の啓発活動、効果的な電気防柵の設置方法の普及を推進する。
・畑地化促進事業採択圃場について、定着促進助成打ち切り後においても、継続的に営農し続けることができるよう目を配り、耕作放棄地化を防止する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	22　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業上の利用が行われる農用地とは、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農地としての利用が適切でないと判断される土地については、森林としての活用など、地域の景観形成の促進や自然環境に配慮し、総合的に判断する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。地区内の農地については、田畑と草地で集約先を分類し、集落内の農家で集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、地域の経営農地の集積・集約化を目指し、貸し手・借り手に関わらず、原則として農地中間管理機構の活用する。
（3）基盤整備事業への取組方針
本町においては、町単独補助にて小規模な基盤整備補助事業を実施しており、農協が農家の要望を丁寧に聞取り、優先順位を決めて、計画的に整備を実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
深刻な担い手不足を抱える上川町農業の担い手を掘り起こすため、上川町が事務局である、JA、農業共済組合、農業改良普及センターを構成員とした「上川町担い手対策協議会」を組織し、農業体験会の実施を継続的に行うなど、担い手確保事業を推進する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンを活用した水稲の共同防除体制を構築し、農作業の共同化・省力化の取り組みを進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①エゾシカやアライグマによる農業被害が増加している。上川町有害鳥獣連絡協議会を中心に農業者による捕獲駆除を進めるため、箱ワナや猟銃の資格取得経費助成や上川町として箱ワナの貸し出しを行っている。また、電気防柵の設置を個人単位購入し範囲を拡充している。
③防除については、積極的にドローンを活用し、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を目指す。また、省力化を推進するべく、無人化農業ができる仕組みも検討する必要がある。
④今後、水稲を作付けしない圃場については、基本的に畑地化促進事業を推進する。また、畑地化促進事業により、畑地化した土地が耕作放棄地とならないように、地域の農業者と連携し、管理を行っていく必要がある。